平泉町地産地消推進店等認定実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、平泉町産の農林水産物、畜産物並びにこれらを使った加工品（以下「平泉町産農産物等」という。）を積極的に販売・活用する店舗、農林漁業者、給食実施事業所及び事業者等を、平泉町地産地消推進店等として認定することにより、平泉町産の農産物等の消費拡大と町民の意識向上や地域農業の活性化を図ることを目的とする。

　（認定区分及び認定対象）

第２　平泉町地産地消推進店等の認定区分及びその認定の対象となる者（以下「認定対象店等」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 平泉きらめきごはん推進店　平泉町産農産物等を、積極的に販売及び活用する町内の飲食店、販売店、農産物直売所、宿泊施設及び加工者等

(2) 平泉きらめきごはん推進者　前号に規定する推進店及び平泉町内で営業している飲食店等に、平泉町産農産物等を供給する町内に住所を有する農業者又は生産者組織

(3) 平泉きらめきごはん推進パートナー　平泉町産農産物等を、積極的に活用する町内の給食実施事業所等及びこの給食実施事業所等に対し、平泉町産農産物等を供給する事業者等

（認定基準）

第３　第２に規定する認定を受けようとする認定対象店等は、別表に定める認定基準を満たさなければならない。

（申請書の提出方法）

第４　第２に規定する認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「平泉町地産地消推進店等認定申請書」（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

　（審査）

第５　町長は、第４の申請書を受理したときは、第３の認定基準に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。また、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

２　町長は、前項の審査の結果を、申請者に対し「平泉町地産地消推進店等（非）認定通知書」（様式第２号）により通知する。

（認定期間）

第６　認定期間は、４月１日から３月31日までの１年間とする。ただし、年度途中に認定したものは、認定の日からその年度末までとする。なお、１年経過後は、申出がない限り更に１年間登録を継続し、以後同様とする。

　（認定証の交付）

第７　町長は、第５の審査において第２各号に規定する認定区分の認定を受けた者（以下「推進店等」という。）に対し、認定証を交付する。

（推進店の表示）

第８　第２第１号及び第３号の認定区分の認定を受けた者は、第７の規定により交付された認定証を店舗等の入口または来訪者が見やすい場所に掲示し、自らも推進店等であること及び地産地消のＰＲに努めるものとする。

　（取組内容の報告）

第９　推進店等の認定を受けた者は、「平泉町地産地消推進店等取組報告書」（様式第３号）により、認定基準に定める各項目に関する取組の実績について、毎年４月末までに町長に報告しなければならない。

　（認定の取消し）

第１０　推進店等が、第３の認定基準を満たさなくなったとき、その他法令違反等推進店等に相応しくない事由が発生したときは、町長は認定を取り消すことができる。

　（認定の辞退）

第１１　推進店等が、その認定を辞退するときは、「平泉町地産地消推進店等認定辞退届」（様式第４号）を町長に提出するものとする。

（補則）

第１２　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第３関係）

認定基準表

１　全ての認定区分における共通基準

（1）認定の内容を町ホームページ等により紹介されることを承諾すること。

（2）地産地消に関する情報提供を実施すること。

（3）関係法令を遵守していること。

（4）平泉町暴力団排除条例（平成27年平泉町条例第16号）第２条第２号から第４号までに定める者でないこと。

２　平泉きらめきごはん推進店における基準

（1）共通基準

ア　年間を通じて、平泉町産農産物等を販売又は食材として積極的に活用すること。

イ　平泉町内で営業していること。

（2）個別基準

ア　飲食店及び宿泊施設

　 (ア) 年間を通じて常時１品目以上、平泉町産農産物等を使用した料理を提供すること。

(イ) 当該料理の記載には「平泉町産」等の表示をすること。

(ウ) 平泉町産農産物等を使用するメニューを増やす意欲があること。

イ　直売所、小売店、量販店

　(ア) 直売所については、原則として有人販売を行い、平泉町産農産物等販売コーナーが概ね10平方メートル以上で、年間営業日20日以上であること。

(イ) 小売店、量販店については、平泉町産農産物等販売コーナーが概ね５平方メートル以上で年間営業日が200日以上であること。

(ウ) 平泉町産農産物等であることの表示をすること。

ウ　加工所及び加工者

　(ア) 平泉町産農産物等を、主たる原材料やこだわりの原材料として使用した商品を、１品目以上製造し、年間を通じて常時販売していること。

(イ) 原材料の表示欄に「平泉町産」等の表示をすること。

(ウ) 平泉町産農産物等を原材料とした商品を増やす意欲があること。

３　平泉きらめきごはん推進者における基準

(1) 平泉町産農産物等を供給している推進店等及び平泉町内で営業している飲食店等のうち、次に掲げる事由のいずれかを満たす供給先を、２以上有すること。

ア　概ね年間30日以上農産物を供給していること。

イ　その飲食店等において利用する当該農産物の、年間使用（販売）量の概ね２分の１以上を供給していること。

４　平泉きらめきごはん推進パートナーにおける基準

　(1) 平泉町内に存する給食実施施設及び事業所

ア　年間を通じて、平泉町産農産物等を食材として積極的に活用すること。

　(2) (1)の施設及び事業所に、平泉町産農産物等を直接供給している事業者及び組織

　　ア　年間を通じて、平泉町産農産物等を食材として積極的に供給すること。